



商工会は、行きます
聞きます 提案します!!

P1

●第50回三郷市商工まつり
を開催します！

P2

●●●
知っ得！労務
無料個別相談
行事予定

p3

新規加入会員紹介
会員プロフィール
経営革新チャレンジ企業募集中！

РЦ

●会員増強キャンペーン！
●DX支援のご案内
●インスタフォローしてね他

1

みさと10月



令和8年11月

21日土

午前10時から
午後4時まで

22日

午前10時から
午後 3時まで

**三郷市役所周辺を会場として、
農業祭と同日開催いたします。**

会場

三郷市勤労者体育館及び同駐車場
三郷市役所市民広場及び同駐車場

催し内容（予定）

●小売業者取扱品の即売会

(市役所市民広場及び同駐車場)

●工業物産展示・PR (勤労者体育館内)

●住宅情報提供・相談 (勤労者体育館内)

●**会員コーナー** (市民広場入口)

●お楽しみ抽選会(勤労者体育館ステージ前)

※出店のお申込は
別紙申込書をご利用ください。

お願い

駐車場には限りがありますので、お越しの際は自転車やコミュニティバス等をご利用ください。



行事予定

(10月13日～12月10日)

※状況により、中止・変更になる場合もあります。

10月

16日(金) サービス部会 幹事会
17日(土) 工業部会 親睦旅行
20日(火) 理事会
21日(水) 日本政策金融公庫 定例相談会

29日(木) 経営個別相談会
無料法律相談

11月

2日(月) 幹事会
5日(木) 経営個別相談会
11日(水) 労働福祉委員会 秋のバスツアー

16日(月) 理事会
18日(水) 日本政策金融公庫 定例相談会

19日(木) 経営個別相談会
21日(土) 産業フェスタ2026 (商工まつり)

22日(日) 産業フェスタ2026 (商工まつり)

25日(水) インフルエンザ 予防接種

26日(木) 事業承継個別相談会
27日(金) 無料法律相談

28日(土) 東部工業展
29日(日) 東部工業展

12月

7日(月) 幹事会
8日(火) 経営個別相談会

※状況により中止・変更になる可能性があります。
無料個別相談

法律相談

法律的に解決しなければならない問題
ところ 三郷市商工会館 相談室

10月29日(木)
午前10時から12時
(10月26日(月) 正午までに
ご予約下さい)

11月27日(金)
午前10時から12時
(11月24日(火) 正午までに
ご予約下さい)

融資相談

日本政策金融公庫の定例相談
ところ 三郷市商工会館 相談室

10月21日(水)
午前10時から12時
(10月20日(火) までに
ご予約下さい)

11月18日(水)
午前10時から12時
(11月17日(火) までに
ご予約下さい)

記帳相談

日々の記帳の疑問を解決
ところ 三郷市商工会館 相談室

※予約制
(予約は随時受付しております。お電話で
ご予約下さい)



参考 生労働省リリース「時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導を見直します」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75454.html?utm_source=chatgpt.com

労働局リーフレット「労務管理の『困った!』を解決私たちが重点的にサポートします」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001739558.pdf>



令和 8 年 9 月 1 日から、労働基準監督署による長時間労働への指導のあり方が見直されました。報道では「月 4 5 時間以内への一律の指導をしなくなった」という点が大きく取り上げられ、「残業規制が緩くなった」と受け止められてしまうのでは…と危惧しています。

労働時間の上限について



労働時間の上限は、**1日8時間・1週40時間**です。
(労働基準法第32条、第40条) (※1)



残業時間の上限は、原則として**月45時間・年360時間**とし、**臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。**

特別条項付き36協定を締結した場合でも、以下の上限を守る必要があります。



月の時間外労働が**45時間**を超えてよいのは**年6回**までです。

特別条項として、月45時間を超えることができるのは、1年間について6回を上限とします。



年**720時間**以内

時間外労働の時間数は、1年間で720時間以内にしなければなりません。



複数月平均**80時間**以内

時間外労働と休日労働の合計時間数は、複数月平均で80時間以内にしなければなりません。



月**100時間**未満

時間外労働と休日労働の合計時間数は、いずれの月においても100時間未満にしなければなりません。



※上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

(※1)労働基準法第32条の原則です。一部の業種については、特例として週44時間が適用されます。

今回の見直しは法律改正ではありません。時間外労働は原則「月45時間・年360時間まで」という上限規制は変わらず、今後は事業場の実態や健康確保措置などを踏まえた指導が行われます。
また、「指導されない＝問題がない」でもありません。企業には労働者の健康を守る安全配慮義務があり、長時間労働をめぐる裁判では、1億円を超える支払いに至った例もあります。

そして何より、人手不足が叫ばれる中、長時間労働が恒常化している職場は、みんなが働きたい職場でしょうか。
新たにそこで働いてくれる人はいるでしょうか。

「どこまで働かせられるか」ではなく、「安心して働き続けられる職場か」
今回の見直しは、よりその視点に軸が置かれたものかと思えます。「働き方」今一度見直してみませんか？

サービス部会 8月27日

異業種交流会

3年ぶりとなる交流会を開催いたしました。当日は、40名の会員の皆様にご出席いただき、会場は終始熱気と笑顔に包まれました。

当日のプログラムでは、15分間の「名刺交換タイム」を設置。限られた時間の中で、参加者の皆様が積極的に言葉交わし、新たなつながりを築いていらっしゃる姿が印象的でした。

また、続く「自社PRタイム」には8事業所が登壇。各社の強みや最新の取り組みについて、熱のこもったプレゼンテーションが行われました。

今回の参加者は6割強がサービス業の皆様が占めました。が、部会の垣根を越えた交流の場となり、情報交換や親睦を深める有意義な会となりました。



DX支援のご案内

最近では、デジタル庁が設立されるなど、国も積極的に企業のDXを推進しています。

DXを実現するためには、経営とデジタル両方の知識を持った専門家の支援が必要です。

商工会では、DX支援を目的とした専門家「DX推進員」を設置しています。DX推進員は国家資格を持つ経営のプロでありながら、「ITコーディネーター」資格を持つITのプロです。

IT・デジタル活用のご相談は無料で申し込むことが出来ます。ご希望の方は、商工会までご相談下さい。

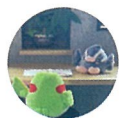
(相談員の数が少ないため日程調整にお時間を頂く場合があります。あらかじめご了承ください)



※DXとは

「単にデジタル化する」のではなく「デジタルを活用してビジネスモデルを変える」ことです。

三郷市商工会 Instagram アカウント



Misato.syokokai
三郷市商工会(公式)

...

フォローしてね

@misato.syokokai

三郷市マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」



misato.syokokai 三郷市商工会Instagram始めました！

セミナーやイベント情報などお届け中〜

#三郷市商工会 #埼玉県三郷市 #経営支援 #地域活性化
#イベント情報 #セミナー情報 #行きます聞きます提案します

会員増強 キャンペーン 実施中!

お知り合いの事業所さま を紹介ください!

三郷市商工会では「開かれた楽しい商工会」をスローガンに、より多くの地元中小・小規模事業者の皆さまのお役に立てるよう会員拡大に取り組んでおります。

お知り合い・お取引先に、まだ三郷市商工会に入会していない事業所様がいらっしゃいましたら、ぜひ入会をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

ご紹介いただいた事業者様が入会された場合、

3000円分のQUOカード

を差し上げます。

お問い合わせ 三郷市商工会

☎048-952-1231